

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月二十七日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一能代市本庁の項中「庁舎整備推進室長」の下に、「産業政策室長」を加え、同表能代市出先機関の項中「公

民館 館長」を削り、同表大館市出先機関の項中「主幹、館長補佐」及び「交流センター」を削り、同表男

鹿市本庁の項中「室長」を削り、「総務企画課」を「企画政策課」に、「秘書」を「秘書の事務を担当する副主

幹、総務課において」に改め、同表男鹿市出先機関の項中「福祉事務所」所長、副所長」を「福祉事務所」所長、副所

長」に改め、「総合支所」支所長、主幹」を削り、同表鹿角市本庁の項中「危機管理監」の下に「収納管理監」を

加え、同表由利本荘市本庁の項中「政策監」の下に「医師確保対策監、ICT推進監」を、「所長」の下に「課長待遇」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。